

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の策定主体の名称

愛知県

2 構造改革特別区域の名称

中部臨空都市国際交流特区

3 構造改革特別区域の範囲

常滑市の全域

4 構造改革特別区域の特性

以下のことから、本地域は規制の特例措置を講ずるにふさわしい地域である。

本地域は国土の中央に位置し、東海道新幹線を始めとする鉄道網、東名・名神高速道路を始めとする高速道路網、港湾（名古屋港）といった高速交通基盤が整備されているとともに、2005年（平成17年）2月には、24時間運用の中部国際空港が開港し、世界・日本各地からのアクセス利便性が飛躍的に高まる地域である。

中部国際空港は、本格的24時間運用が可能な国際空港として、世界各都市や国内の数多くの都市と結ばれることとなっており、全国一の工業出荷額を誇る本県を始めとする中部圏を後背圏に持ち、国際物流、ビジネス交流など国際交流の空の玄関にふさわしい役割を果たすものと大いに期待されている。

計画の中心となる中部臨空都市は、中部国際空港と一体となった公有水面埋立による造成が行われ、空港に近接という立地特性を活かした地域づくりを進めることとしている。新規開発用地は、約230haであり、平成15年度から順次分譲予定であるため、柔軟な土地利用が可能である。

中部臨空都市...中部国際空港近接部における愛知県(企業庁)による新規開発地域

愛知県では、2005年（平成17年）に環境万博として2005年日本国際博覧会（愛・地球博）を開催する。国際博覧会の開催は、愛知県の知名度を世界中に広げ、大きく国際交流が進展する絶好の機会となる。この国際博覧会会場において、燃料電池を始めとする次世代エネルギー実証実験研究を行うこととしている。国際博覧会開催後は、博覧会の新しい技術の成果として実証実験研究を中部臨空都市で継承することとしており、中部臨空都市において、次世代エネルギーを活かしたまちづくり（「プロトンアイランズ構想」の実現）を進めていくこととしている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本地域は、2005年（平成17年）2月に開港予定の24時間運用の中部国際空港の近接部という立地特性を十二分に活かし、国際空港がもたらすインパクトを最大限に取り入れた国際交流都市の形成を目指す。

中部臨空都市は、空港島地域と空港対岸部に大きく二分され、主に空港島地域では、空港貨物地区と一体的な機能配置のもとに国際的な物流機能の整備を進めていく。一方、主に空港対岸部地域では、国際交流都市の中枢にふさわしい国際的な業務・ビジネス・サービス、宿泊・滞在等の複合的な機能や商業施設の集積により、まちの賑わいに溢れる都市拠点の創出を図る。併せて、新エネルギー関連等の産業や研究施設の集積を図っていく。

この国際交流都市づくりに当たっては、環境調和型のまちづくりを基本テーマとし、クリーンで効率的な燃料電池等新エネルギー需給システムの構築など次世代エネルギーを活かした先進的なまちづくりを推進する。

本地域を構造改革特別区域として、環境調和型の国際交流都市形成に資する諸規制緩和措置等を適用して地域づくりを進める。

本特区で実証された先導的な地域づくりが他地域でも展開されることで、我が国における国際交流の進展、ものづくり産業の競争力の強化、新たな雇用の創出、環境負荷の軽減などに大いに資することとなる。

6 構造改革特別区域計画の目標

中部臨空都市国際交流特区においては、諸々の規制緩和措置等を取り入れつつ、4つの目標（国際ビジネス交流拠点の形成、国際物流拠点の形成、産業の集積及び環境調和型まちづくり）に向け、3期（当面、短期的将来、中長期的将来）に分けて、段階的に地域整備を行う。

（1）国際交流の推進

国際物流拠点の形成

2005年（平成17年）2月開港予定の中部国際空港は、24時間運用の空港であり、臨時開庁の承認により国へ納付する手数料の軽減（701）や税関の職員の24時間常駐（702）の特例措置、さらには、全国緩和された総合保税制度などの規制緩和を空港開港までに適用することにより、貿易コストが削減でき、国際物流が大幅に促進されることと期待される。

空港貨物地区と一体的にフォワーダー施設、流通加工施設、倉庫、トラックターミナルなど総合的な国際物流機能を集積していく。

国際ビジネス交流拠点の形成

本特区では、愛知県（企業庁）が平成15年6月から埋立造成用地の分譲を開始する予定であり、今回、公有水面埋立地の用途変更の特例措置（1201）を適用し、処理

期間も短縮されれば、より柔軟な企業立地がスムーズに進むものと大いに期待される。

また、数次ビザ取得手続の緩和（２次提案）がされれば、海外との交流を一層進めることができる。

これらの規制緩和措置を適用することにより、事務所、ホテル、展示・会議施設、研修施設、商業施設などの施設集積を進め、国際的な業務・ビジネス・サービス、宿泊・滞在、商業、研修等複合的な機能を有する国際都市拠点の形成を図る。

産業の集積

短期的には、今回の公有水面埋立地の用途変更の特例の適用（１２０１）及び本県独自の産業立地促進税制（「産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例」）や「高度先端産業立地促進補助金」、「企業立地促進資金貸付制度」を活用して、航空関連産業、ハイテク部品等の空輸型工業、次世代エネルギー、ナノテクノロジー、バイオ、医療工学などの企業立地を柔軟かつスムーズに進めていく。

また、中長期的な展開としては、規制緩和特例措置や本県独自の産業立地促進のための優遇措置を活用して、産業集積を図っていくとともに、次世代エネルギー等新産業関連の研究開発施設の立地を図り、外国人研究者受入促進事業の特例適用（５０１、５０２、５０３）などにより、グローバルな研究交流を進める。

（２）環境調和型のまちづくり

短期的には、２００５年（平成１７年）３月から９月まで開催される２００５年日本国際博覧会会場において新エネルギーの実証実験を行う。博覧会終了後は、本特区において実証実験をそのまま継承し、燃料電池を中心とした次世代エネルギー等を活用した地域分散型発電及び地域内のエネルギー需給コントロールシステムの先進的導入を行う。

中長期的には、実証実験の成果をもとに、特区地域における新エネルギーの需給システムを構築し、立地動向に合わせたエネルギーマネジメント事業の展開を図る。（本県では、今年度からマネジメント事業実現のための具体的な調査・検討を実施することとしている。）

また、水素ガススタンドの特例を適用し、水素ガススタンドの設置、燃料電池自動車の運行を図り、次世代交通システムの実践を行う。

これらの特区の特例措置の適用しつつ、次世代エネルギー需給マネジメント事業を展開することなどにより、中長期的な展望のもと段階的に環境調和型のまちづくりを進める。

上記（１）及び（２）をとりまとめた特区計画の事業展開は別紙のとおり。

以上、中部国際空港に近接する本特区において、国際物流拠点の形成、国際ビジネス交流拠点の形成、産業集積、環境調和型まちづくりを進め、これを広く他地域の事業展開につなげることにより、日本経済活性化や我が国の環境負荷の軽減（CO₂排出削減）を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

中部国際空港及び周辺地域で国際航空貨物のための物流施設が集積されることにより、これまで、新東京国際空港や関西国際空港を経由していた貨物が中部国際空港から輸出入されるようになり、この物流コストの軽減は、本県をはじめとする地域の産業競争力の強化につながるものである。

また、中部臨空都市において、国際物流機能の強化、国際ビジネス交流の促進、新産業の集積などを進めることにより、新たな雇用の創出や経済の活性化が見込まれる。

さらに、中部国際空港近接部は、平成15年度から第1期土地分譲・賃貸（31ha、70区画）が開始されるが、民間事業者の進出に伴う建設需要による経済効果は2006年度以降総額2,700億円で、空港近接部利用率が2013年度末までに100%に達すると想定した場合、年間平均（06年度から10年度）では371億円の経済効果が見込まれる。本特区の実現により企業立地等が加速することで、空港近接部利用率が2010年度末までに100%に達すると想定した場合には、年間平均540億円に経済効果を高めることができる。（上記推計は（株）UFJ総合研究所の試算（平成14年11月公表）による。）

加えて、本特区においては、21世紀の製造業が直面する最大の制約要因である環境制約を克服するために、次世代エネルギーシステムでものづくり、まちづくりを支えるという壮大な実証実験を行う。

特に、次世代エネルギーの技術開発は、欧米を始め国際的に激しい開発競争が展開されている。この特区内の実験を成功させることにより、本県ひいては日本が、21世紀においても活力を発揮できることとなる。

また、次世代エネルギーによる環境調和型まちづくりは、省エネルギー都市の実現、環境負荷の少ない新たな都市、生活のあり方を全国に向け提案していくこととなる。

8 特定事業の名称

1201 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

中部臨空都市国際交流特区においては、構造改革特別区域法の規定に基づく特定事業を今回適用するほか、下記のように期間をずらして特定事業を適用したり、特区法の規定に基づく特定事業以外の関連事業や本県が必要と認める事業を実施し、これらの事業

の相乗効果により構造改革特区としての機能を最大限に発揮していく。

(1) 関連事業

臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業(701)

税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業(702)

24時間運用の空港である中部国際空港において、臨時開庁手数料の軽減や税関の執務外における通関体制を整備する特例措置を開港時まで適用することにより、輸出入コストの軽減や空港の利便性を高めることになり、空輸貨物量の増加、貿易の促進、ひいては、国際物流機能の集積を図ることができる。

総合保税地域における管理主体の要件緩和(全国要件緩和)

中部国際空港において、外国貨物の荷捌き・保管・加工・展示等の複合作業を関税、消費税などが保留されたまま一貫処理できる総合保税地域制度の要件緩和を開港時まで適用することにより、納期の短縮、輸送コストの削減を図り、国際航空貨物関連の総合的な物流機能を集積していく。

数次ビザ取得手続きの緩和(全国要件緩和：2次提案)

中部国際空港開港時まで、現在提案している数次ビザを取得するための手続きの緩和措置を適用することにより、中部国際空港を利用する外国人ビジネスマンや研究者の往来の機会が増えることとなる。

外国人研究者受入促進事業(501、502、503)

本特区において、中長期的将来展望のもと、外資系企業や世界に向け情報発信できる国際色豊かな研究機関の集積を図ることにより、新エネルギー、ナノテクノロジー、バイオ、健康・医療等先端的分野の研究が加速される。本事業の特例適用により、これら先端的分野に関する研究活動や事業活動に携わる外国人の在留期間を延長することにより、長期間にわたり研究活動や事業活動に専念することが可能となる。ひいては、優秀な人材の確保や人材育成にも繋ぐことができる。

新エネルギー実証研究

本特区において、新エネルギーを活用した分散型エネルギー需給コントロールシステムの先進導入を図る。2005年国際博覧会会場における新エネルギー実証研究を継続実施するとともに、エネルギーマネジメント会社を設立し、エネルギーマネジメント事業の展開を図る。さらに、当区域内において、新エネルギー需給システムの拡大を図り、環境調和型都市づくりのインフラ整備面での牽引車の役割を図っていく。

なお、本特区への新エネルギー実証研究の移設後は、電力の小売りを予定しており、電気事業における小売自由化範囲の一層の拡大(第156回国会提出の電気事業法改正案)又は、電力の特定供給事業の特例措置(1103)を適用する。

水素ガススタンドのガソリンスタンドへの併設（全国要件緩和）

中部臨空都市における燃料電池自動車の走行のためには、水素ガススタンドの設置が不可欠である。全国要件緩和の適用により、ガソリンスタンドとの併設が可能になれば、水素ガススタンドの設置も増えることになり、燃料電池自動車の走行範囲も広がり、また、実用化が急速に進むことが期待でき、環境調和型のまちづくりの実現に資することとなる。

水素ガススタンド等の保安距離変更事業（１１１０）

特例措置の適用により、水素ガススタンドの保安物件に対する距離が緩和されれば、上記と同様に、水素ガススタンドの数も増えることとなり、燃料電池自動車の普及も促進され、環境調和型のまちづくりが一層進むことになる。

（２）その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

中部臨空都市国際交流特区計画を推進をするため、以下の本県独自の事業を実施する。

立地企業等に対するインセンティブの実施

本県では、平成１５年度から特区地域における企業立地の促進を図るため、立地企業に対する税制面、資金面（補助金、融資制度）での支援措置を実施することとしている。

ア．県産業立地促進税制の実施

立地企業に対する不動産取得税を減免する県産業立地促進税制の対象として、平成１５年度から本特区地域（常滑市）を指定する。

イ．県産業立地促進補助金の適用

新エネルギー関連等の先端産業の立地を促進するため、平成１５年度から県産業立地促進補助金の改正（補助金額最高１０億円に拡充）を行い、特区地域（常滑市）を適用範囲区域としている。

ウ．県企業立地促進資金融資制度（平成８年度に創設）の適用

特区地域に立地する企業に対して、上記補助金の他、県企業立地促進資金融資を活用し、支援を行っていく。

エ．用地の長期リース制度の適用

県企業庁では、平成１５年度から特区地域を事業用地の長期リース制度の適用地域に指定し、立地企業の投資負担の軽減化を図ることとしている。

新エネルギー関連検討調査及び支援施策の創設

本県では、平成15年度当初予算でエネルギー関連検討調査のための必要経費を計上した。この調査に引き続き平成16年度以降も必要な措置を取っていくこととしている。

ア．平成15年度に次世代エネルギーシステム関連産業の育成に係る調査を行い、これを受けて、平成16年度に次世代エネルギーシステム関連産業育成ビジョンを策定することとしている。

イ．このビジョンをもとに、平成17年度以降産業の育成及び新エネルギーの導入促進を図るための助成・支援施策を創設することとしている。

ウ．また、平成15年度にエネルギーマネジメント調査を実施し、新エネルギーマネジメント事業の事業化に向けた検討を行う。

別紙

1 特定事業の名称

1 2 0 1 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

愛知県企業庁

立地予定企業

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日以降

4 特定事業の内容

(1) 事業に關与する主体

愛知県企業庁

中部臨空都市への進出希望企業

(2) 事業が行われる区域

中部臨空都市の一部（別添の地図参照）

(3) 事業の実施期間

構造改革特別区域計画が認定された日以降

(4) 事業により実現される行為、整備される施設等

企業が埋立地に進出するにあたっては、公有水面埋立法によって認められた用途に添って立地が進められる。

しかし、立地を希望する企業によっては、事業形態、営業戦略等の理由で立地を希望する場所は様々であり、埋立計画時点とは違った用途の場所に企業ニーズが生じるケースがある。

このようなニーズに対し、国際交流都市形成のため必要と認めた企業については、特区内で企業立地がより円滑に行われるよう、公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業の特例措置を適用し、企業立地を促進していく。

【具体の引き合い事例】

現在の用途	進出を希望する企業の業務内容	変更後の用途
商業・業務施設用地	国内物流配送センター 冷凍倉庫 自動車整備場	流通施設用地
流通施設用地	大学サテライトオフィス ロードサイド型ファミリーレストラン アミューズメント施設 空港関連旅客サービス業 フィッシングショップ	商業・業務施設用地
製造業用地	航空フォワダー施設	流通施設用地

5 当該規制の特例措置の内容

中部臨空都市は、中部国際空港の様々な機能を支援するとともに、空港がもたらすインパクトを最大限に取り込んで、空港周辺地域の活性化を図ることを目的に整備を進めていく。

また、中部臨空都市は、国際的な交流拠点としての整備とともに、環境負荷の少ない循環型社会のモデル都市づくりを行うこととしており、実現にあたっては、環境・エネルギー関連産業や環境にやさしい企業の積極的誘致を推進していく。

その中で、中部臨空都市には当初の埋立の用途とは異なった企業等の立地希望があり、地域の拠点施設である中部国際空港の機能を十分に発揮させた空港周辺地域の活性化を図っていくためには、こうした企業等の土地ニーズに迅速に対応する必要があると考えている。

このため、中部臨空都市において、公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化の特例措置を適用することにより、より早期に埋立地の有効利用を図っていく。

なお、埋立地の竣功認可の告示内容は下記のとおり。

平成14年 4月 2日愛知県告示第338号

平成15年 1月 7日愛知県告示第 9号

詳細は別添のとおり。